

# 第18回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年11月27日（金）午後2時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 第18回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成27年11月27日(金) 14時00分
2. 閉会時間 平成27年11月27日(金) 14時40分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 27名
5. 欠席委員者の数 4名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権設定)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
7. 報告事項
  - 報告第1号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第2号 農業用施設届について
  - 報告第3号 農地基本台帳登載申請について

午後2時00分開始

議長

只今より、第18回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・ 委員 ・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員、・・・・番・・・・・・ 委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・・番・・・・・・ 委員の退場を求めます。

（・・・・・・ 委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について、説明します。

1番の使用貸人は、・・・・の・・・・・・さん、使用借人は、・・・・の・・・・・・さんです。畑4筆3,680平方メートルを借り受けるための申請です。

取得後の耕作面積は、5,335.77平方メートルで、農機具はトラクター1台、軽トラック1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、農家で50年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、キャベツ、ブロッコリー、ニンジンを作付し、通作距離は車で

10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・ 委員に関する案件は、許可することに決定しましたので報告します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から2番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、

・・・番 ・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から2番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑4筆1, 655.77平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,501.77平方メートルで、農機具はトラクター1台、軽トラック1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆50平方メートルを丁1472番2、畑1筆34平方メートルと交換するための申請です。

なお、・・・番は今回の第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番で農舎建築用地として転用申請が出されています。

取得後の耕作面積は18,431平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、防除機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 光徳 会長）

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番について、・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で60年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、ダイコンを作付し、通作距離は車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番については、・・・番 ・・・ 委員が退場しておりますので、私の方で、報告します。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があり、水稻、スイカ、ほうれん草、カボチャを作付し、通作距離は隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第2号議案の1番から2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から2番は許可することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・ 委員に関する案件も含め、許可することに決定しましたので報告します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番ですが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は関連がありますので、同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について説明します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地2筆289平方メートル及び農地法第5条の規定による許可申請の5番の1筆34平方メートルと一体に、木造平屋建て農業用倉庫1棟160平方メートルを建築したいとの申請です。

なお、農地法第5条の規定による許可申請の5番の譲渡人は・・・の・・・さんです。

また、申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第4条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側及び南側は申請者の農地、西側は宅地となっております。

雨水は溜桝及び敷地内側溝を經由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番及び、第4号議案の5番については許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局(坂本次長)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、説明します。

1番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんです。

申請地、畑1筆860平方メートルを借り受け、木造平屋建て倉庫及び従業員、業務用車両の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は賃借人の宅地、南側及び西側は道路となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を経由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請2番について、説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんです。

申請地、畑1筆122平方メートルを譲り受け、松の植林及び進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。



ます。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 . . . . . 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は . . . . . の一角にあり、北側は水路を挟んで譲渡人の宅地及び農地、東側及び西側は譲渡人の農地、南側は里道を挟んで譲受人の宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、説明します。

4番の使用貸人は . . . の . . . . . さん、使用借人は . . . の . . . . . さんです。

申請地、畑1筆560平方メートルを借り受け、木造平屋建て牛舎を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は使用貸人の農地、南側は道路、西側は使用貸人の宅地となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(廣瀬　光徳　会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局(坂本次長)

第4号議案　農地法第5条の規定による許可申請6番について、説明します。

6番の賃貸人は・・・の・・・・・・さん、賃借人は・・・の・・・・・・

さんです。

申請地、畑1筆1,010平方メートルを借り受け、駐車場及び荷下ろし場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は賃貸人の農地、東側は道路、南側は賃借人の宅地、西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃鶏舎を建てたが、平成22年に取り壊し、現在は更地となっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は里道を挟んで宅地、西側は里道を挟んで農地、南側は道路となっております。

現地を見ますと、鶏舎が建っていたということで、碎石交じりの土地であり非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は……の……さんで、申請地は昭和44年10月日不詳頃に豚舎兼住宅を建築し、その後一部取壊し及び増築を行い現在は、主に犬の飼育施設用地として利用しています。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、西側は農地、南側は農地及び宅地となっております。

現地を見ますと、20年以上前から宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は……の……さんで、申請地は急傾斜地であったため、昭和60年頃より耕

作されておらず、ハゼの木、雑木、竹などが生い茂っています。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。  
申請地は・・・の一角にあり、北側は原野、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。  
現地を見ますと、傾斜地のため、長年耕作されておらず、ハゼの木、竹、雑草が生い茂っており、  
非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしくお願いします

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第5号議案 非農地証明願いの4番について上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。  
4番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は急傾斜地であったため、昭和60年頃より耕作されておらず、雑木などが生い茂っています。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員)

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで原野、東側は農地、西側及び南側は原野となっております。

現地を見ますと、傾斜地のため、長年耕作されておらず、灌木や雑草が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　　6件　　17筆　12, 706. 00㎡

耕作権の再設定　　1件　　3筆　　2, 147. 00㎡

合 計 7件 20筆 14,853.00㎡  
です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集8ページに記載のとおりで、3件 8筆 4,273.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました2件分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出がありました。

ついでには、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

先月も説明いたしましたとおり、機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画(案)の審査決定と配分計画(案)の意見聴取を同日の会で良いとなっております。

議案集の9ページをご覧ください。

・・・の・・・は、組織形態は有限会社、事業要件としては農業及び関連事業が過半以上であり、また構成人は2名で農業従事日数は共に300日、役員は3名で全員農作業日数は20

0日です。

配分後は農業生産法人として、すべての許可要件を満たしております。

次に、・・・・・・の・・・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は26,578㎡、農機具はトラクター3台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の使用貸借解約通知書について説明します。

議案集10ページに記載のとおりで、1件 2筆 1,443.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号農業用施設届については、同じく議案集10ページに記載のとおりで、1件 1筆 152.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地基本台帳登載申請については、同じく議案集10ページに記載のとおりで、1件 1筆 540㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、平成27年11月25日に、・・と・・番・・・・委員に確認していただいています。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第18回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第18回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時40分